



収 支 報 告 書

令和 2 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) にほんきょうさんとう おおすみちくいいんかい
日本共産党 大隅地区委員会

2 主たる事務所の所在地 鹿屋市寿8丁目4-5

3 代表者の氏名 菊永 哲彦

4 会計責任者の氏名 境田 幸子

政治団体の区分

政党の支部

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 境田 幸子

(電話) 0994-43-4031

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	11,521,790
(前年からの繰越額)	①	814,505
(本年の収入額)	②	10,707,285
支 出 総 額	B	10,541,734
翌年への繰越額	A-B	980,056

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	712,453
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)	1,328

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,944,416	内訳は(その7)へ
[うち特定寄附]		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	3,944,416	
寄附のうち寄附の あっせんによるもの		内訳は(その8)へ
イ 政党匿名寄附		内訳は(その9)へ
合 計 (ア+イ)	3,944,416	

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
日本共産党鹿児島県委員会	588,910	令和2. 1.31	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	517,088	令和2. 2.28	〃	
〃	515,220	令和2. 3.31	〃	
〃	517,069	令和2. 4.30	〃	
〃	399,704	令和2. 5.29	〃	
〃	618,576	令和2. 6.30	〃	
〃	477,241	令和2. 7.31	〃	
〃	475,533	令和2. 8.31	〃	
〃	477,795	令和2. 9.30	〃	
〃	473,921	令和2.10.30	〃	
〃	471,216	令和2.11.30	〃	
〃	474,960	令和2.12.30	〃	
こ の 頁 の 小 計	6,007,233			
合 計				

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。
 (その7) 寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
稲留 光晴	4,400	令和 2.1.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	4,400	令和 2.2.29	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	4,400	令和 2.3.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	7,800	令和 2.5.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	2,900	令和 2.6.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	32,900	令和 2.7.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	2,900	令和 2.8.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	2,900	令和 2.9.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	2,900	令和 2.10.31	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	2,900	令和 2.11.30	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
稲留 光晴	32,900	令和 2.12.29	曾於郡大崎町假宿1123	政党役員	
この頁の小計	101,300				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。
 (その7) 寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
五位塚 剛	12,560	令和 2.1.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.2.28	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.3.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.4.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.5.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.6.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.7.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.8.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.9.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.10.31	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.11.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
五位塚 剛	12,560	令和 2.12.30	曾於市末吉町深川10709-4	市長	
この頁の小計	150,720				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
小園 義行	5,900	令和2.1.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.2.28	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.3.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.4.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.5.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.6.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	35,900	2.7.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.8.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.9.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.10.31	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	5,900	2.11.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
小園 義行	35,900	2.12.30	志布志市志布志町帖5754-3	政党役員	
この頁の小計	130,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
境田 年光	1,400	令和 2.1.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	31,400	令和 2.3.15	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	1,400	令和 2.4. 5	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	1,400	令和 2.5. 5	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	12,800	令和 2.6.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	20,000	令和 2.7.10	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	1,400	令和 2.8. 5	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	2,800	令和 2.9.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	1,400	令和 2.10.31	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	1,400	令和 2.11.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
境田 年光	31,400	令和 2.12.30	鹿屋市永野田町679-2	無職	
この頁の小計	106,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
柴立 豊子	16,300	令和2.1.31	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	16,300	2.2.28	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	16,300	2.3.31	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	44,000	2.4.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	26,300	2.5.31	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	22,600	2.6.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	70,000	2.7.31	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	16,300	2.8.31	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	22,600	2.9.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	16,300	2.10.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	16,300	2.11.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
柴立 豊子	204,800	2.12.30	鹿屋市寿8-19-14	政党役員	
この頁の小計	488,100				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
徳峰 一成	50,500	令和 2.1.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.2.29	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.3.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	62,500	令和 2.4.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.5.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	300,500	令和 2.6.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	90,500	令和 2.7.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.8.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.9.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.10.31	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	50,500	令和 2.11.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
徳峰 一成	337,500	令和 2.12.30	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
この頁の小計	1,195,000				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
西永 豊志	5,300	令和 2.1.31	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.3.5	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.4.1	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.5.2	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.6.1	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.7.2	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	10,600	令和 2.8.31	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.10.2	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	5,300	令和 2.11.4	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
西永 豊志	30,600	令和 2.12.30	肝属郡東串良町川西1559-5	無職	
この頁の小計	83,600				
その他の寄付					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。
 (その7) 寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
宮迫 勝	11,900	令和 2.1.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.2.28	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.3.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.4.30	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.5.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	51,900	令和 2.6.30	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.7.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.8.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.9.30	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.10.31	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	11,900	令和 2.11.30	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
宮迫 勝	41,900	令和 2.12.30	曾於市財部町下財部1668-3	政党役員	
この頁の小計	212,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
宮地 利雄	900	令和2.1.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.2.28	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.4.1	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	1,800	2.5.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.6.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.7.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	30,900	2.8.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.9.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.10.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	900	2.11.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
宮地 利雄	20,900	2.12.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	政党役員	
この頁の小計	60,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(7) 寄付の内訳					
寄付者の氏名	金 額	寄付者の区分	個人からの寄付		
		年 月 日	住 所	職 業	備 考
宮地 久美子	1,380	令和 2.2.3	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.3.3	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	11,200	令和 2.4.1	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.5.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.6.1	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.7.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	2,400	令和 2.8.31	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.10.2	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	1,200	令和 2.11.4	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
宮地 久美子	2,400	令和 2.12.30	肝属郡東串良町新川西4998-2	無職	
この頁の小計	24,580				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		寄付者の区分	個人からの寄付		
寄付者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
持留 良一	51,400	令和 2.1.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.2.29	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	61,400	令和 2.3.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	50,000	令和 2.4.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	52,800	令和 2.5.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	81,400	令和 2.6.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.7.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.8.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.9.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.10.31	垂水市錦江町1-90	政党役員	
持留 良一	51,400	令和 2.11.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
	131,400	令和 2.12.30	垂水市錦江町1-90	政党役員	
この頁の小計	736,800				
その他の寄付					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄付」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄付を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄付の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄付の内訳		個人からの寄付			
寄付者の氏名	金額	寄付者の区分 年月日	住所	職業	備考
菊永 哲彦	3,000	令和 2.1.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.2.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.3.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.4.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.5.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.6.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.7.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.8.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.9.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.10.24	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.11.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
菊永 哲彦	3,000	令和 2.12.25	垂水市錦江町1-215 定住促進住宅1-308	政党役員	
この頁の小計	36,000				
その他の寄付	617,116				
合計	3,944,416				

(備考) 1 同一の者からの寄付で、その金額が年間5万円を超えるものについては、その寄付した者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄付の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄付についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄付」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項	目	金 額	備 考
1	経 常 経 費		
(1)	人 件 費	3,788,456	
(2)	光 熱 水 費	238,369	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	288,657	
(4)	事 務 所 費	2,318,381	
	小 計	6,633,863	① ((1)~(4)の合計)
2	政 治 活 動 費		
(1)	組 織 活 動 費	2,397,630	
(2)	選 挙 関 係 費	210,462	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	349,350	ア~エの合計を記載すること
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
	イ 宣 伝 事 業 費	349,350	
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		
	エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4)	調 査 研 究 費	129,150	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	741,387	
(6)	そ の 他 の 経 費	79,892	
	小 計	3,907,871	② ((1)~(6)の合計)
	合 計	10,541,734	①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄付・交付金(交付金)			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあ っては、その主たる事務所の所在地)	備 考
納付金	29,475	令和 2.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	30,080	令和 2.2.28	〃 〃	〃 〃	
〃	32,737	令和 2.3.31	〃 〃	〃 〃	
〃	151,950	令和 2.4.30	〃 〃	〃 〃	
〃	25,105	令和 2.5.29	〃 〃	〃 〃	
〃	56,205	令和 2.6.30	〃 〃	〃 〃	
〃	255,400	令和 2.7.31	〃 〃	〃 〃	
〃	37,975	令和 2.8.31	〃 〃	〃 〃	
〃	25,610	令和 2.9.30	〃 〃	〃 〃	
〃	27,380	令和 2.10.30	〃 〃	〃 〃	
〃	37,680	令和 2.11.30	〃 〃	〃 〃	
〃	31,790	令和 2.12.30	〃 〃	〃 〃	
この頁の小計	741,387				
その他の支出	0				
合 計	741,387				

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお「支出の」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その16)

(3) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
納付金	29,475	令和2.1.31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	30,080	2.2.28	〃	〃	
〃	32,737	2.3.31	〃	〃	
〃	151,950	2.4.30	〃	〃	
〃	25,105	2.5.29	〃	〃	
〃	56,205	2.6.30	〃	〃	
〃	255,400	2.7.31	〃	〃	
〃	37,975	2.8.31	〃	〃	
〃	25,610	2.9.30	〃	〃	
〃	27,380	2.10.30	〃	〃	
〃	37,680	2.11.30	〃	〃	
〃	31,790	2.12.30	〃	〃	
この頁の小計	741,387				
合計					

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る収入については、様式(13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 16 日

政治団体の名称 日本共産党大陽地区委員会

会計責任者の氏名

境 田 幸 子



代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。